

園芸施設共済

ココが変わります！

●補償内容の選択肢が充実

共済金支払条件

園芸施設共済の共済金支払条件は、

① 3万円または補償価額の5%を超える被害 ② 10万円を超える被害 ③ 20万円を超える被害のいずれかから選択できます。

掛金率は①→③になるほど下がり、ビニールなど被覆材の被害や小さな損害を補償の対象外とすることで、掛金を軽減することができます。

なお、9月からはこれに加え、50万円さらに100万円を超える被害も追加されます。

古くなった施設の補償

耐用年数の2.5倍を超える古い施設(パイプハウスであれば25年を超えるもの)の補償を必要としない場合は、共済の加入対象から外すことが可能となりました。

●補強した園芸施設の掛金が割引されます

パイプハウスのうち、骨格の主要部分の径が31.8mm以上のパイプで作られている施設は、共済掛金が15%割引されます。

●集団加入により掛金等が割引されます

NOSA Iと協定を締結した生産出荷団体等に所属している方が、園芸施設共済に加入する場合、共済掛金率や事務費賦課金の割引を実施します。

◎是非この機会に園芸施設共済にご加入ください。

1・共済掛金率が5%割引されます

(要件)

- ・園芸施設共済の一斉加入受付の実施や施設の補強、保守管理に取り組むことなどの協定を結んだ団体。
- ・団体の構成員の園芸施設共済への加入割合が一斉加入受付前よりも増加し、8割を超えること。

2・事務費賦課金が割引されます

一斉加入受付による園芸施設共済加入者の事務費賦課金が割引されます。

- ・5人以上10人未満の場合 : 10%割引
- ・10人以上の場合 : 20%割引

お問い合わせは

尾張支所 (052) -204-2412 西三河支所 (0566) -77-3220

尾張支所 海部津島出張所 . . . (0567) -66-1711 東三河支所 (0531) -24-1789

尾張支所 半田出張所 (0569) -25-4451 東三河支所 豊川出張所 . . . (0533) -84-7300

農業用ハウスの 台風や豪雨への備え、 できていますか？

日頃よりハウスの点検・補修等を確実に実施し、
台風襲来や豪雨に備えましょう！

万一の場合に備えて、
農業保険に加入しましょう！

園芸施設共済



✓生産部会等の**集団での**
加入に適した掛金の割引
パッケージを新たに導入！

+

収入保険



✓農業収入の減少を
広く補償します